

中野市環境審議会委員委嘱式及び平成19年度第1回環境審議会 会議録

1 日 時

平成19年6月22日(金)午後1時30分から

2 場 所

中野市役所32号会議室

3 出席者

(1) 環境審議会委員

原修一郎会長、田中昭三副会長、柴本貞夫委員、武田俊道委員、須藤克昌委員、常田英士委員、前澤憲雄委員、今井多恵子委員、工藤二六子委員、土屋徹委員、小林充子委員、畠山光子委員、高橋千鶴子委員、小野澤ますみ委員、小林優子委員、高橋秀子委員

(2) 事務局

青木市長、本藤くらしと文化部長、伊藤環境課長、市川市民環境課長、出川環境課長補佐、山崎市民環境係長、小林主査

4 会議の内容

委嘱式

【本藤部長】本日は、何かとお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。時間となりましたので始めたいと思います。委嘱式の進行を務めさせていただきます、くらしと文化部長の本藤でございます。よろしく願いいたします。

最初に、委嘱式を行わせていただきます。委嘱書の交付につきましては、大変失礼かとは存じますが、それぞれの委員の席に事前に配布させていただきました。ご了承いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。委員の皆様方には、平成19年6月3日付けで、2年の任期ということでご委嘱を申し上げさせていただきました。ご確認をいただきたく、ご了承を賜りたいと存じますのでよろしく願いいたします。

ここで、市長からご挨拶を申し上げます。

【青木市長】皆様こんにちは。生憎の雨、梅雨でありますから適当なお湿りは欲しいところでありまして、ここ1週間、10日大変雨が少ないことによりいろいろな農産物の生育状況を心配しているところではありますが、そういった意味では恵みの雨をいただいているところでもあります。こんな天気の下に皆様方にお集まりいただきまして、御礼を申し上げます。

部長から説明がありましたが、大変失礼とは思いましたが、委嘱書は皆様のお手元に事前に配布させていただきました。本来ならばお一人お一人に私から差し上げなければならないところですが、この後現地調査、またその後戻ってきて会議もあるようでございますので、大変失礼ながらそのような方法を取らせていた

いただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

地球温暖化が叫ばれ、また私どもの生活面における問題点も指摘され、そんな普段の生活の中に、またいろいろな経済活動の中にも悪い現象として出始めているということが国民等しく認識をし始めているところであろうかと思ひます。そのような状況の中で、今環境問題を私どもが投げかけまして、大変市民の皆様方もまじめに受けとめていただいている、そのような状況下になってきているのではと思ひます。そのような時であれば一気呵成に、よりハイグレードな意識になっていただくことが大事なことであります。それがまさに今チャンスを迎えているのではないかと考えているわけであります。

中野市は、これから向こう10年間の地域づくりに際して「緑豊かなふるさと」というテーマを掲げさせていただいております。「緑豊かなふるさと」を実現するためには、これは環境問題を正にうたっている言葉でございます。そのようなことで私ども積極的に大きな課題に取り組んでいかなければいけないわけですが、この大きな課題の取り組む切り口はいろいろあるのではないかと考えています。そのときには環境審議会の皆様方に十分にご審議いただきまして、私どもにアドバイス等を頂戴いただければと思ひているところでございます。

中野市もいよいよごみの減量化ということを、時間をかけましてご審議をいただきまして、私どもは決して有料化すること、それしかないという結論ありきでことを進めてきたわけではありませんが、ごみの減量化を図るには当面有料化をせざるをえないという現実を受け止めさせていただきました。本年10月に向けて準備を進めているところでございます。

また、それと併せてバイオディーゼル、またバイオエタノールというのは毎日のように新聞紙上を賑わせておりまして、石化燃料に頼らない、地上の畑から採れる燃料、経済活動といひますか、普段の日常の活動もそういった燃料を元に地球規模で行われております。これもどちらかというところと取組みがちょっと遅いような気が私ども感じております。このことは、農業サイドの両面から検討しなければ簡単に日本のバイオディーゼル等の事業展開は難しいのかなあと、税制も絡んでくるわけであります。いろいろ難しいのですが、中野市もいち早く研究だけはスタートしております。本当に寂しいかな、研究だけという程度であります。それでも、食用廃油を使った再生でありますバイオディーゼルは、中野市のごみ収集車4台にもう既に、一昨年から実際に活用しております。市民の皆様のお力をお借りしまして、食用廃油を出していただき、まだご家庭から集めるようなシステムを構築していませんが、それを使って公用車を走らせるという、いち早く環境問題には中野市は取り組んでいるということもアピールをしているわけですが、なかなかそのアピールの力も弱いわけでありまして、これからもっともっと地球規模で協力しながら、バイオディーゼル、バイオエタノールの問題は取り組んでいかなければいけないと思ひているところでございます。

今、環境を考えない個人は、環境を考えないグループは、環境を考えない行政

は、この地球上に生きる資格はないと言ってもいいぐらいの状況下にきているわけでありまして。今ここにいらっしゃる、私も含めてであります。私どもの世代が人生を全うするまでには、このことで全国民が立ち上がらなければ、私たちの子、孫の世代には大変申し訳ない地球を作ってしまうという危機感があるわけがあります。

いろいろな面で皆様方にお越しいただくわけですが、環境審議会委員としてお力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

【本藤部長】続きまして、環境審議会に入りたいと思いますが、大変申し訳ございませんが、市長は別の公務がありますのでここで退席いたします。よろしくお願いたします。

市長が退席する

【本藤部長】次第に基づきまして審議会を進めさせていただきます。本日の会議事項でございます「大規模開発調整地域内行為の届出について」ですが、委員の皆様からご意見を賜ります前に現場の視察が必要と考えておりますので、事前に視察をさせていただきたいと思っております。視察終了後、この場所に戻っていただきまして、改めて審議会を継続させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。現場までは市のバスにより移動いただきますので、市役所正面玄関まで移動をお願いしたいと思います。ここで一旦閉じさせていただきますと思っておりますのでよろしくお願いたします。

バス内にて環境審議会の概要、大規模開発調整地域内行為の届出に関する概要説明を行う。

【伊藤課長】環境審議会の概要についてご説明いたします。環境審議会は、中野市環境審議会条例に基づきまして設置しており、市長の諮問に応じていただいて、審議していただくこととなります。

中野市の環境に関する主な条例は、環境基本条例、廃棄物処理条例、公害防止条例、自然保護条例がありますが、それぞれの条例の中で重要な部分については、諮問させていただきます。

例えば、環境基本条例でいいますと、現在進めております環境基本計画の策定、変更に関することですが、これは、現在、市民環境会議で市民の委員の皆様にお集まりいただきまして策定作業中でございます。また庁内でも検討いたしまして、本年度中に向こう10年間の環境基本計画を策定する予定で進めております。本年中又は年明けになるかと思っておりますが、皆様方に諮問させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

廃棄物処理条例でございますが、先ほど市長から話がありましたが、一昨年から環境審議会の皆様にはいろいろなご審議をいただきまして、この10月1日からごみの有料化、それからプラスチック製容器包装の分別収集という形で答申をい

ただきまして、現在進めているところでございます。有料化に伴います手数料に関しては、重要な事項ということで、この審議会で審議していただく事項となっております。

また、公害防止条例の環境基準、河川の水質、排水基準等の基準、それから環境保全地区の指定等につきましても、重要な案件ということで環境審議会にお諮りすることが条例で決まっております。

また、自然保護条例につきましては、これも今後皆様方をお願いをしていかなければいけないのですが、平成17年に豊田村と旧中野市が合併いたしまして、自然保護条例の見直しを現在しております。それを含めまして、自然休養地の指定、規則の基準等について決めていかなければなりません。それも環境審議会の諮問事項ということで掲げられております。

そのほか、中野市の環境保全上必要な場合に、市長は事案を諮問することとなっております。そして審議会の皆様方の意見を聞くということになっておりますが、このその他の案件が非常に多くございます。条例等の基準については、決めてしまえば、見直しはあるとしても、そのとおり運用していくこととなりますが、この環境問題については、毎年どんな問題が起きるのかわかりません。新中野市になってから、平成17年からの諮問事項は、ほとんどがその他の環境保全上の問題ということで、例えば、産廃施設の許可、変更に関する事だとか、公害防止協定や自然保護協定などの締結にあたっては、審議会の意見を聞いて、市としての意見をまとめることとしております。

また、ごみ減量化対策につきましても、昨年答申をいただきましたが、条例で決められていること以外にも、様々な問題について諮問して、ご意見をいただいているという状況でございます。ちなみに、平成17年は8回、去年は3回、審議会を開催させていただきました。今年度も既に数件案件がありますので、環境基本計画をはじめ、いろいろな形で皆様にお集まりいただきまして、ご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

委員の構成につきましては、20人以内で組織すると条例で決まっております。今回も20名の方にご委嘱を申し上げます。よろしく願いいたします。任期につきましても、2年ということでございます。

会長、副会長につきましては、互選ということで、これも本日の案件となっております。会議事項の中で互選をいただくこととなっております。

審議会は、過半数の委員の皆様が出席しなければ会議を開くことができないこととなっております。また議事でございますが、出席委員の過半数で決するということとなっております。従いまして、10人を欠けてしまうと審議会の開会ができないということですので、誠にお忙しいとは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

審議会の概要につきましては、以上でございます。また、後ほど補足等ございましたら担当からご説明させていただきます。

続きまして、これから視察を行います飯山陸送株式会社の砂利の採取現場についてご説明をさせていただきます。

場所につきましては、豊田地域の永江というところで、区といたしましては親川というところになります。豊田支所からまだらおの湯の方へ上っていきまして、信濃町に抜ける手前になります。そこに採取場がございます。

これは、平成8年7月から飯山陸送が土砂、砂利の採取を行っている場所でありまして、開発面積は75,965平方メートル、約7.6ヘクタールになります。

1ヘクタールを超える面積の土砂採取を行う場合、砂利採取法に基づく採取計画の認可、森林が含まれば、森林法に基づく林地開発の許可が必要となります。また、環境分野におきましても、県の自然環境保全条例がございますが、それに基づきます大規模開発調整地域内で開発行為を行う場合、届出が必要となります。

この事業につきましては、県と事業者、それから旧豊田村になりますが、既に自然保護協定を締結しております。これは、県の条例第23条で、県と事業者と市町村で自然保護協定を締結するという規定がございますが、それに基づいて旧豊田村時代に締結しております。

前回の届出は、旧豊田村時代の平成8年に提出されております。自然保護協定につきましては、平成8年7月1日付けで締結しまして、平成11年、平成13年、平成16年にそれぞれ事業期間の延長の変更協定を締結し、今日に至っているところでございます。

飯山陸送から、土砂の需要が非常に減少しているのので、事業期間を平成31年まで、12年間延長したいという申し出がありました。しかし、平成16年の自然保護協定の変更協定の締結のときに、旧豊田村の自然保護審議会におきまして、「継続の申請は認めない。事業を継続する場合は新たに申請すること」という意見が付されております。このため、旧豊田村の審議会の意見を尊重して新規の大規模開発調整地域内行為の届出を提出することとなりました。

この届出は県に進達されるわけでありますが、市町村は事業者には遵守させる事項を決めて、意見を付すことができます。また、その意見は協定書に反映させることができますので、皆様方のご意見を拝聴しまして、市の意見を検討させていただきたいと思っております。皆様から意見を拝聴するためには、現地視察が必要不可欠ということで、本日現場の責任者も説明のために現地に待機しております。雨ですからバスの中からはなるかと思いますが、現場の責任者に質問していただければと思います。視察の時間につきましては、約30分ということによりしくお願いいたします。

以上で概要説明ということでしたが、不足の点につきましては、現地または市役所に戻ってからご説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

現場視察

飯山陸送(株)の現場責任者から委員に配布した資料を基に、現場の概要、事業の計画

等の説明を受ける。

【委員】その土管のところに水が流れているのが見えますが、これはここ（調整池）に集まるのですか。

【飯山陸送】雨水は全部ここ（調整池）に集まります。立入禁止の看板がありますが、そこに1個泥溜めがあって、もうひとつ下に泥溜めがあって、最終的に横断してここに流れ込んでいます。これが最終的な沈砂池にしてあります。そこからの排水はポンプアップしてありますので、泥水を出すようなことはしていません。

【委員】ここからは流れ出すのではなくて、ポンプアップしてどういうところへ出しているのですか。

【飯山陸送】ポンプアップして、いまダンプの足洗い場、後ろに機械がありますが、スパッツというところで使ったり、あとU字溝に流させてもらったりしています。

【委員】1日最大トラック、何台で運んでいるのですか。

【飯山陸送】コンスタントにやっているわけではありません。ある程度、ダンプの仕事の関係が切れたときにやったりしています。砂利は生コンの骨材にしていますが、砂と骨材に振り分けて生コンの骨材として利用しています。需要があるときにここから持っていくという形です。だから、毎日持って行くというわけではないです。

【委員】多いときは何台くらいなのですか。

【飯山陸送】今日は8台で動いています。計画でいきますと1日当たり50立方メートルくらい、だから10台ちょっとですか、平均をとりますと。今回計画しているのが約3万3千立方メートル、12年間で計画しております。

飯山陸送㈱の現場責任者から上段部分の緑化済箇所の説明を受ける。

【委員】昔はここ、海の底だったのですか。

【飯山陸送】これは海ではないと思います。隆起したものだと思うのですが。

【伊藤課長】冬季と梅雨の時期はやらないと聞いたのですが。

【飯山陸送】冬季は、1、2月はちょっと雪が多いので計画からは抜けております。ここは雪が多いものですから除雪をしながらの作業は困難がありますので、その時期はやらないようになります。

【伊藤課長】今は梅雨ですが、需要によってはやるということですか。

【飯山陸送】この資料の中にもありますが、部分的に梅雨の時期はあまりにも多い雨のときはできないということで、道も汚してしまいますし迷惑をかけてしまいますので。基本的には、冬季だけが止まるということで。

【委員】ここには岩はないのですか。

【飯山陸送】岩はないです。全部こういう状態です。粘土層みたいな、粘土の固いものが出ます。

【委員】富倉の陥没事故、新幹線の、ああいう心配はないのですか。

【飯山陸送】あれはないです。あれはちょうど掘っていたら上の表土が抜けちゃった

っていう形なので。ここは水が出ているのがこの下に1箇所だけあります。そのところはいま土側溝を通じて最終的には調整池まで誘導してあります。

【委員】どのくらいの量が湧いているのですか。

【飯山陸送】滲み出る程度です。そこにコケぐらいが生えている感じです。夏でもそこは滲み出ます。

【委員】一番下から一番上まででどのくらいの高さがあるのですか。

【飯山陸送】90メートルです。

【伊藤課長】この現場の上に送電線が通りますが、そのときは作業はやめるのですか。

【飯山陸送】張るときにはやめるかもしれませんが、いまのところはその予定はないです。最初にバスが停まりましたが、あの辺の上を通る予定です。

【委員】7.6ヘクタールというのは黄色いところより下になるのですか。

【飯山陸送】色が塗ってあるところ全部です。

【委員】平地の部分になるところの面積はどのくらいになるのですか。

【飯山陸送】平地の部分は18,440平方メートル、約2万平方メートルです。

飯山陸送㈱の現場責任者から調整池とトラックの泥落としについて説明を受ける。

【委員】箱山の場合には水が溜まっている所に入っていきますが。

【飯山陸送】そういう泥の落とし方もあります。プールの中に入れるというやり方もあります。

【委員】こういうやり方できれいになるのですか。

【飯山陸送】結構きれいになります。スパッツが回りながらウェット式で水をかけてやっています。なるべく土を拾わないように、(敷地内の)道路上も常に整備はしています。接着剤のようなものを入れながら、なるべくタイヤに泥が付かないように、そういう努力はしています。入口が汚れるとすぐ苦情が来ますので。ダンプがいっぱいになりますとこういう泥落とし作業をやっても筋みたいなものが付きます。そういう時には、最後のダンプの人に掃除をして帰るようお願いしています。泥はなるべく出さないように努力しています。

【委員】ここの溜池の先にも溜池はありますか。

【飯山陸送】この先はないです。

【委員】ここから先はU字溝へ行くのですか。

【飯山陸送】U字溝のところは10~20センチメートルくらいの段差があって、そこに溜まってオーバーフローしていくような感じです。その部分はある程度溜まると泥さらいます。

【委員】ここの土は主にどういうところに持っていつているのですか。

【飯山陸送】ここのものは豊野砂利っていうところに。そこで一旦振るいまして、土と骨材と砂、3つに分けましてその砂利と砂を長野生コン、同じグループですが、そこで利用しています。そこで土がやっぱり出るので、そこからはいろいろなところへ残土として出しています。使えない土として。どこかの盛り立てを紹介し

てもらえれば、運賃ぐらいだけで持って行って、できればこちらの有効利用もしたいなあと働きかけていますが、なかなか土の利用もないもので。

【委員】骨材に振るときは水を使って泥を流すのですか。

【飯山陸送】水を使って振ります。

【委員】12年ということで、砂利の需要がそんなにないようですが、これより短くなる可能性はあるのですか。3年で終わっちゃうとか。

【飯山陸送】今までのペースでいくとそれはいいです。4期以上かかる可能性もあるかもしれませんが。

【委員】植えている木はヤマハンノキということですが、そのほかにはどのようなものがありますか。

【飯山陸送】今のところヤマハンノキだけですが、この前、地方事務所の方の指示で、ヤマハンノキは肥料木だと言われました。だから今度は肥料木もいいけど、根の張るやつもちょっと考えたほうがいいと言われています。

【委員】同じ種類だけじゃなくて、なるべくいろいろな種類があったほうが。

【飯山陸送】その辺も打ち合わせさせていただいて、いろいろな種類を植えたいと。

ダンプが土砂を搬出する際、スパッツの利用方法を見学する。

【委員】ポンプアップした水をU字溝に流すってことは斑尾川に直接流れ出るということですか。

【飯山陸送】そうです。U字溝を経て斑尾川に入ります。斑川に。

【委員】斑尾川には魚がいますけど、いっぱい降ったときはどんどん流すのですか、泥水を。

【飯山陸送】いま泥水っておっしゃいましたけど、フロートをつけまして一番上の表面水をポンプアップしています。だから濁っている水は出るかもしれませんが、泥自体を出しているわけではないので。そういう気遣いはしています。

【委員】変な毒素みたいなものもないですね。

【飯山陸送】大丈夫です。雨水がそのまま出ているって感じですから。ここで薬品使っていることもないです。漁業組合へも砂利採取の関係で届出はしてあります。

【事務局】時間も押し迫っていますので、よろしいですか。

【飯山陸送】まだ質問事項がありましたら、市からいただければお答えしますので、よろしく願います。

環境審議会

【出川補佐】先ほどは雨の中、現地視察ということで行っていただきましてありがとうございました。それではただいまから本日の環境審議会を開会させていただきます。本日の審議会の進行を務めさせていただきます課長補佐の出川と申しますが、よろしく願います。それでは、職員の自己紹介をさせていただきますので、よろしく願います。

市川課長、山崎係長、小林主査が自己紹介をする。

【出川補佐】それでは続きまして、委員の自己紹介をお願いいたします。それでは、区長会の柴本委員からお願いいたします。

出席した審議会委員が自己紹介をする。

【出川補佐】ありがとうございました。それでは本日欠席されている委員をご紹介します。

欠席された審議会委員の紹介をする。

【出川補佐】それでは、次第に沿いまして、環境審議会の概要ということですが、先ほどバスの中で課長からご説明申し上げましたので、ご承知をいただきたいと思います。

それでは、これから会議事項に入ってくださいわけですが、会議事項に入る前に本会の成立について申し上げます。本日の出席者数は、委員20名中16名でございます。よって、中野市環境審議会条例第6条第2項の規定による過半数に達しておりますので、会議は成立しております。会議に入ってくださいわけですが、環境審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますが、会長が決まるまでは暫定的に事務局で進めさせていただきます。

【本藤部長】それでは、早速議事に入らせていただきますが、よろしくをお願いいたします。会議事項1にございます「正副会長の互選について」を議題させていただきます。正副会長は、先ほどご説明いたしました中野市環境審議会条例第5条第1項の規定により委員の互選となっております。どのようにしたらよいでしょうか、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。

【委員】事務局で正副会長の案がありましたら提案いただきたいと思います。

【本藤部長】いま事務局からというご提案がございましたが、他にございますでしょうか。

異議なしの声あり

【本藤部長】それでは、皆様からご異議なしという声をいただきましたので、お願いをさせていただきます。まず、会長には北信州森林組合からご推薦がありました原修一郎委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

拍手あり

【本藤部長】それでは、会長に原修一郎委員をお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。副会長ですが、今までの慣例についてご説明を申し上げます。衛生自治会の代表の方をお願いして参った経過がございますので、今回につきましても衛生自治会からご推薦をいただきました田中委員をお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

拍手あり

【本藤部長】それでは、今皆様方から拍手によってご賛同賜りましたので、会長と副会長をそのように決定をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは原会長と田中副会長は、大変恐縮ですが、正面の席へご移動をお願いし

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

原会長と田中副会長が正副会長席へそれぞれ移動する。

【本藤部長】それでは、ただいま選出をされました原会長からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】ご指名をいただきました原でございますが、冒頭市長からのご挨拶にもありましたように、この10月からごみの有料化ということを含めて、今までより厳しい形に入ってくるわけですが、特に環境審議会の皆様方についても風当たりが強くなるかと思うわけであります。今までご検討いただきました結果を踏まえまして、それぞれご理解をいただきながら、住みよい環境づくりに一層ご努力をいただければと、そう思うわけであります。

皆様方からのご指導、ご指摘をいただきながら、審議会を進めて参りたいと思いますので、お願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

【本藤部長】ありがとうございます。以後の会議につきましては、進行を会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】それでは、次第に沿いまして、2番の「環境審議会の公開について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

【伊藤課長】それでは、会議事項の2の「環境審議会の公開について」ご説明申し上げます。昨今、会議等につきましては、市政の運営上、その透明性、公平性を実行するために、原則公開する傾向でございます。審議会につきましては、報道機関、市民等に原則公開するとうたしまして、報道、ホームページ等で公開して透明性を図って参りたいと考えております。ただし、個人を特定できる事項、また会長が審議会に諮って非公開と認める事項については非公開としたいと思います。報道機関が入りまして、写真とかカメラ等が入ってくることが今後予想されますが、原則開会までの時間ということで、カメラ等を回してもらうという形にしたいと思います。審議会の資料、出席者名簿、議事録等は、先ほど申し上げましたとおり、市のホームページに掲載させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、議事録については、発言された委員の名前、また個人情報も含めて伏せて公開ということでよろしく願いいたします。このほか、原則は公開ですが、公開、非公開はいろいろなケースがございますので、その都度の審議会において決定して進めて参りたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】それでは今事務局から説明をいただきました。原則は公開ということでございますが、説明がありましたような形で進めて参ってよろしいでしょうか。

賛成の声あり

【会長】それでは皆様賛成のようでございますので、そのように決定いたします。続きまして、3番の「大規模開発調整地域内行為の届出について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【伊藤課長】それでは、会議事項の3の「大規模開発調整地域内行為の届出について」ご説明をさせていただきます。先ほどバスの中でご説明させていただきました。また、現場で飯山陸送の担当からご説明を受けていただいたところでございます。私からは補足ということで若干申し上げさせていただきます。

この土砂、砂利の採取の現場につきましては、平成8年7月から事業開始し、平成19年6月30日までの期限ということでございます。この届出によりまして、平成31年までに完了する予定で進めたいという業者の意向でございます。需要の減少等によりまして、土砂の採取量が年々減少している状況でございますが、事業者とすれば、先ほど説明がありましたように、これまでおよそ半分の土砂を採取して、残り半分以上を12年間で予定しているということでもあります。

地元の親川区、北永江区に確認しましたが、現在現場に係る騒音等の苦情はないという状況でございます。

本件事案につきましては、6月8日付けで市長から環境審議会に諮問しているものでございます。この諮問に基づきまして、今回審議会でご審議いただいているわけでございますが、委員の皆様のご意見を基に市長意見ということで、市長名で意見を付して県に届出書を進達いたします。また、今後県、市、それから事業者で締結されます自然保護協定の中でその意見は付記される予定でございます。その意見の内容につきましては、事業者が遵守する必要があるということで、遵守していただくようお願いするものでございます。

この期限ですが、6月30日までに切れるということでございますので、大変忙しい中で恐縮なのですが、本審議会でご意見を出していただき、それに基づきまして協定締結の手続きを県に進めていただきますので、ご配慮をお願いしたいと思います。私からの補足の説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いしたいと思います。

【会長】それでは、お聞きのようなことでございますが、皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

【委員】質問ということでお願いしたいのですが、今日たまたま天候が雨ということで、結構川が濁った状態に見えたのです。砂利を採取しているということで、その行為によって更に川の汚濁、泥等が川に入る状態があるのかどうかということなのですが。ただいまの説明の中で親川区から騒音について苦情はないということのようですが、その他の漁業関係の方とか、住民の方とか、砂利採取に関しての苦情についてお尋ねしたいと思います。

【伊藤課長】市にはそういった苦情は一切ございません。

【委員】先ほど川の汚濁のことに触れなかったのですが、川に泥を放流しやすいとかそういうことはないのでしょうか。

【伊藤課長】現場でも説明がございましたが、雨水を貯水し沈殿させて表流水をポンプアップしているとのことでもあります。確かに今日斑川を見ますとかなり泥がありますが、これは現場からの水というよりは自然の雨水だと思います。一部

泥水ということで、現場の手前にありましたが、あの辺はちょうどご覧になったと思うのですが、採石場の両側に送電線の鉄塔を建設してしまっていて、その基礎を作っている最中で、その辺の泥かなという状況もあります。泥水に関しての苦情も含めて、地元区からの苦情というものは私ども聞いていません。また漁協からも苦情も聞いていませんので、よろしくをお願いします。

【委員】地元でちょっと離れたところに住んでいますが、あんなに深く掘っているとは思わなかったです。親川区の人家はもうちょっと上のため、人家とだいぶ離れているので、苦情はないと思うのですが、道は狭いです。すれ違うときに、特に雪が降ったときは、とても怖いですが、あの道は、何月までやっているのか聞かなかったですが、凍った道にあの大型車が来るとあぶないと思いますので、寒くなって凍るようなときにはやらないでもらいたいです。

【伊藤課長】その通りであります。冬季は原則やらないという話ですが、冬季も含めて道路が狭いのは同じでありますので、交通事故の防止だとか、騒音の問題だとか、振動の問題だとか含めて、そういった公害を起こさないようにという意見を付していただければよろしいと思います。参考にさせていただきます。

【委員】資料の3ページの摘要に「降雨期は除く」と書いてありますが、先ほどの説明によれば、必要になれば梅雨時期でも採取を行うと担当は答弁されていましたが、この辺のところはどのように理解すればよろしいでしょうか。

【伊藤課長】その辺は私も質問させていただきました。工程表を見ますと、土砂の採取等につきましては、梅雨の時期また冬の時期を除いている状況にあります。冬季については豪雪地帯ということで不可能な状態ではないかと思えます。ただ梅雨にしても空梅雨だったり、去年のように雪が少なかったりする場合がありますので、その状況に応じて、安全性を確保したうえで事業を進めてもらうということでよろしいと思います。あくまでも予定ということで私ども理解していますので、よろしく願いいたします。

【委員】懸念されるのは、集中豪雨とか特別な雨量の場合、常識的に工事を控えるということについては、特に明記していただくのがよいと思います。

【委員】私も同意見ですが、泥水が流れやすいような地質なので、一番は泥水対策ではないかと思えます。それについては、一つは早く緑化していただいて、そうすれば泥水は流れない。緑化に際しては在来の植物をなるべく使うようにということで。砂利の採取を6月に1ヶ月やらないということになっていますが、今日現実に採取しているわけで、その辺のところは十分注意して採取していただきたいと思えます。

【伊藤課長】雨量とか排水路とかの問題もありますので、その辺のところは、天候とか雨量を考慮して作業を行うという意見を付していただければよろしいかと思えます。

【会長】他にございますでしょうか。

【委員】先ほど、委員からお話ございましたが、冬場は車が滑って危ないというご意

見があったわけです。この飯山陸送とは地元若しくは中野市でもいいのですが、交通公害のような協定書は結んでいらっしゃいますか。

【伊藤課長】砂利の採取に関しては、自然保護協定だけです。

【委員】私住まいは竹原にございまして、そこを通過して箱山から石を業者が運んでいます。今は国道を通過しておられるので、ほとんど村中を走らないのですが、ほかに2社ほど大型重機を運んでおられます。その3社の皆様と区は、当時中野市も警察署も入っていますが、交通公害防止協定というものを結んでおります。また年1回会議を持っております。子供たちも当然通りますので、安全面で交通公害防止協定をきちんと結んだなかで、当然企業としては実務を追求していかなければいけないのでそれぞれ営業にご努力をいただいている状況です。そんな指導ができるならば、その点を協定書までは結ばなくても、気をつけていただきたいと思えます。

【会長】他にございませうでしょうか。

【委員】調整池とありますが、今日見せていただいたあの現場に対して、あの規模では、私も計算できませんが、小さいような気がするのです。普通ときは上澄みをポンプアップして泥水が出ないようになっているのですが、あの池が小さいとすると大雨時には泥水が出るのではないかと思うのですが、十分な規模の調整池を置くようにということをお願いしたい。

【伊藤課長】今のお話ですが、私がバスの中で業者に「去年の大雨のときどうだったのですか」と聞いたら、「大丈夫でした」ということです。ただ、前の協定書の中にも「雨量等を配慮して」ということと「排水能力を考慮した規模、構造できちんと管理しなさい」と入っておりますので、これは入れてもらうようにしたいと思えます。

【会長】他にございませうでしょうか。

【委員】先ほど、委員から泥水対策につけてもなるべく早く緑化を進めることが大事という意見が出ましたが、昨年箱山の現場について協定書の変更ということで審議されたときに、審議会の意見として、緑化の実施済報告書というものを毎年度北信地方事務所長と中野市長に提出して、それを確認することという意見が付されているかと思えます。今回も同じような事例ですので、実施済報告書を業者に提出してもらってはどうかという点と、何年までにどの程度緑化して、何年後にすっかり緑化が終了するのかわかる計画書を作ってもらいたいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【伊藤課長】今お話がありましたとおり、緑化の確認については、箱山と同じように項目を入れたいと思えます。毎年報告書を出してもらって、市も確認したいと考えています。緑化の計画については、先ほど現場でも質問がありましたが、どんな植栽をするのか、どんな種類を植えるのかは県の指導になるかと思うのですが、私どもも緑化を確認できるような形をとりたいと思えます。

【委員】緑化の計画そのものはあるのですか。業者から提出されていますか。

【伊藤課長】スケジュール表はあります。何を植えるかという細かいところまではないので、県の指導でやっていただきたいと思います。

【委員】何年後に元の山に戻るのかっていうのは。

【伊藤課長】それは、スケジュール表に基づいてやっていただくしかないと思います。植樹と緑化は31年までとなっていますので、それを毎年確認していくこととなります。

【委員】緑化の完了時期が31年ということですか。

【伊藤課長】4段階になっていますが、上は既に緑化が始まっていますし、段々降りてくるので、毎年その進捗状況を確認していくこととなります。スケジュールを見ますと、土砂・砂利の採取は31年にはやらないことになっています。緑化と植樹と埋立が主になるかと思いますが、終了時期は31年ということになっています。

【委員】緑化のことですが、現場で委員からお話が出たときに、相談して決めるようなお話が出たのですが、その点は、市を通して専門家に相談されることになっていなかったと思います。

箱山の場合は、ハゲ山みたいに見苦しい姿に見えて、毎日眺めているのですが、あの山の現場を見ていますと、なかなかこちらが求めるような緑化が進まないのではないかと不安を感じました。

【伊藤課長】箱山もそうですが、飯山陸送の緑化については、林地開発の関係で地方事務所の林務課で指導をしてもらっています。当然地方事務所も報告を受けて現地を確認するということにはなりますが、こういった意見があったというのは意見として県に上げますので、そこで指導していただきたいと思います。

【委員】審議委員になったのは初めてなのでお聞きしたいのですが。例えばここで私たちが認めるというか、県に上げる要望、こういうことを考慮してくれとか、こういうことが懸念されるからこうしてくれという意見を出して、また、報告を上げてもらいますというお話があったのですが、県は報告が上ってきたのでよしとするのか、然るべきところが現地に行くのか。あとになってあの時にこういうことを心配していたのとか、事故ってというのはそういうときに起こると思うのです。その辺の確認の方法というのはどういうようになっているのか、お聞きしたいのですが。

【伊藤課長】今のお話ですが、現場の確認については、年1回必ず確認して、植栽の関係、緑化の関係、いまお話をあつた安全性も含めて確認しています。

この意見というのは、今回は新規となりますが、自然保護協定を結びますので、年1回の報告、現地確認も含めて、こういった状況が守られている、守られていないときは守られるようになんとかするという形で、新たに意見を付していきたいと思います。協定書の中に市があげる意見を入れさせるということです。それを守ってもらうという形で意見は生きていきます。市で許可する、県で許可するという事業ではございませんので、これは反対だから許可できま

せんとかそういう状況ではないので、協定書の中に具体的に盛り込んでいきたいということで、ご審議いただいているところでございます。

【委員】その確認というのは、然るべき機関というのは、県と市が行うということですか。

【伊藤課長】県と市です。もちろん、地元の方の通報でとんでいく場合があるかもしれませんが。

【委員】緑化のことなのですが、芝張りしてあるだけでは不十分だと思います。委員がおっしゃったように、在来種を移植していく手法をとることを、長野オリンピックくらいから県の環境保全研究所で指針をたぶん出していると思うので、その辺をしっかり確認して、植える樹木とかそういうものを協定書の中に盛り込む方がいいのではないかという気がするのですが。

【会長】他にございますでしょうか。各委員からそれぞれご意見をいただいたわけがありますが、それらをまとめまして、冒頭事務局からご説明がありましたとおり、県への提出期限もせまっておりますので、最終的には私が確認をした上で市に答申するという形をとって、そういうことでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

【会長】それでは、そういうことで決定したいと思います。

【委員】その文書というのは、見せていただけるのでしょうか。

【伊藤課長】答申書の写しを後日お送りしますので、よろしく願いいたします。

【会長】他に何かございますでしょうか。特にございませんければ、ご協力いただきましたことにお礼を申し上げまして、本日の会議を以上で閉じたいと思います。ありがとうございました。

【出川補佐】原会長には、会議の進行大変ありがとうございました。委員から何かございましたら、最後をお願いしたいと思います。それでは、その他のことで事務局からお願いしたいと思います。

【伊藤課長】今日は慎重なご審議ありがとうございました。事務局から2点お願いしたいと思います。

先ほどバスの中でも触れさせていただきましたが、現在中野市の環境基本計画を策定中でございます。この環境基本計画というのは、来年度から向こう10年間について策定するというので、現在18名の市民環境会議の委員の皆様毎月集まっておいただきまして検討しております。また庁内でも策定委員会がございます。できるだけ早い時期に、この秋か冬になってしまうかと思いますが、環境審議会に諮問いたしまして、審議をいただくということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう1点ですが、昨年ご審議をいただきましたごみの有料化につきまして、またプラスチック製容器包装の分別収集につきまして、10月1日からの実施の予定で現在進めております。実施に先立ちまして、昨年も説明会を実施したわけですが、より徹底を図るために7月の11日から31日の間、JAの支所等をお

借りしまして、市内12会場で、それぞれの地区で説明会を実施する予定でございます。お手元に地区説明会の日程表をお配りしております。環境課職員がそれぞれの会場にお邪魔しご説明しまして、ご協力を頂戴するという形で進めて参りますので、ぜひとも委員の皆様のご理解とご協力、また説明会へのご出席を賜りまして、またご意見を頂戴したいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。事務局からは以上でございます。

【出川補佐】事務局からお願ひ申し上げました。本日の委員の報酬ですが、それぞれの委員の口座にお支払いさせていただきます。

そうすれば、以上を持ちまして本日の中野市環境審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。